

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

# 介護制度改革 INFORMATION

## 今回の内容

指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則  
（参考例）等について

計 21 枚（本送信票除く）

vol. 82

平成18年3月29日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に  
速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。〕

## 指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則(参考例)等について

指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則(参考例)及び各種様式につきましては、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料においてお示ししてきたところではありますが、別添の内容で改訂をしましたのでお知らせします。

なお、参考例等については、WAM NETに掲載する予定です。

また、指定市町村事務受託法人に係る政省令については、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等において案をお示してきたところではありますが、この程、別添の内容にて3月31日に公布を行う方向で最終調整を行っておりますので、ご参考までにお知らせします。

つきましては、本件について制度の円滑な実施が図られるよう、管内市町村、関係者等に対する周知方につき、よろしく願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課

企画法令係 大川

TEL 03(5253)1111 (内線) 2260

## 〇〇県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（参考例）

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第2条 令第11条の2第1項の規定による申請は、第1号様式による指定申請書により行うものとする。

2 法第24条の2第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、施行規則第34条の4第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては第2号様式による変更届出書により、受託事務の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては第3号様式による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

（市町村等への提供）

第4条 知事は、前二条の規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る事務所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無
- (6) 受託事務の開始年月日
- (7) 運営規程
- (8) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第5条 令第11条の6の規定による公示は、令第11条の6各号の措置に係る事務所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無  
(実施細目)

第6条 この規則に規定するもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

第2条 知事は、この規則の施行日前においても、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な手続を行うことができる。



居宅介護支援事業者			
施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護保険事業者番号	.....	(既に指定又は許可を受けている場合)	
医療機関コード等	.....		

- 備考
- 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
  - 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
  - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 「受託をしようとする事務」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
  - 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に「○」を記入してください。
  - 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12年4月1日」）を記載してください。
  - 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表 1 指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事務所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区		
	連絡先	電話番号	FAX 番号	
当該受託事務の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文				第 条第 項第 号
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号 - )	
	氏名			
	生年月日			
職員の職種・員数 (人)		介護支援専門員		
		専従	兼務	
常勤 (人)				
非常勤 (人)				
主な 揭示 事項	営業日			
	営業時間			
	通常の実施地域			
添付書類	別添のとおり			

- 備考
- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
  - 4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、職員については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

別添

指定申請に係る添付書類一覧

受付番号

事務所の名称

番号	添付書類	申請する受託事務の種類		備考
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等			
2	職員の勤務体制及び勤務形態一覧表			
3	事務所の管理者の経歴			
4	事務所の平面図			
5	運営規程			
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
7	当該申請に係る資産の状況			
8	介護保険法施行令第11条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面			
9	役員の氏名等			
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号			

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 該当欄に「○」を付し、複数の受託事務に共通する添付書類については、「◎」を付してください。





(参考様式2)

## 管理者経歴書

事務所の名称			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 - )	電話番号	
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等		職務内容
職務に関連する資格			
資格の種類		資格取得年月	
備 考 (研修等の受講の状況等)			

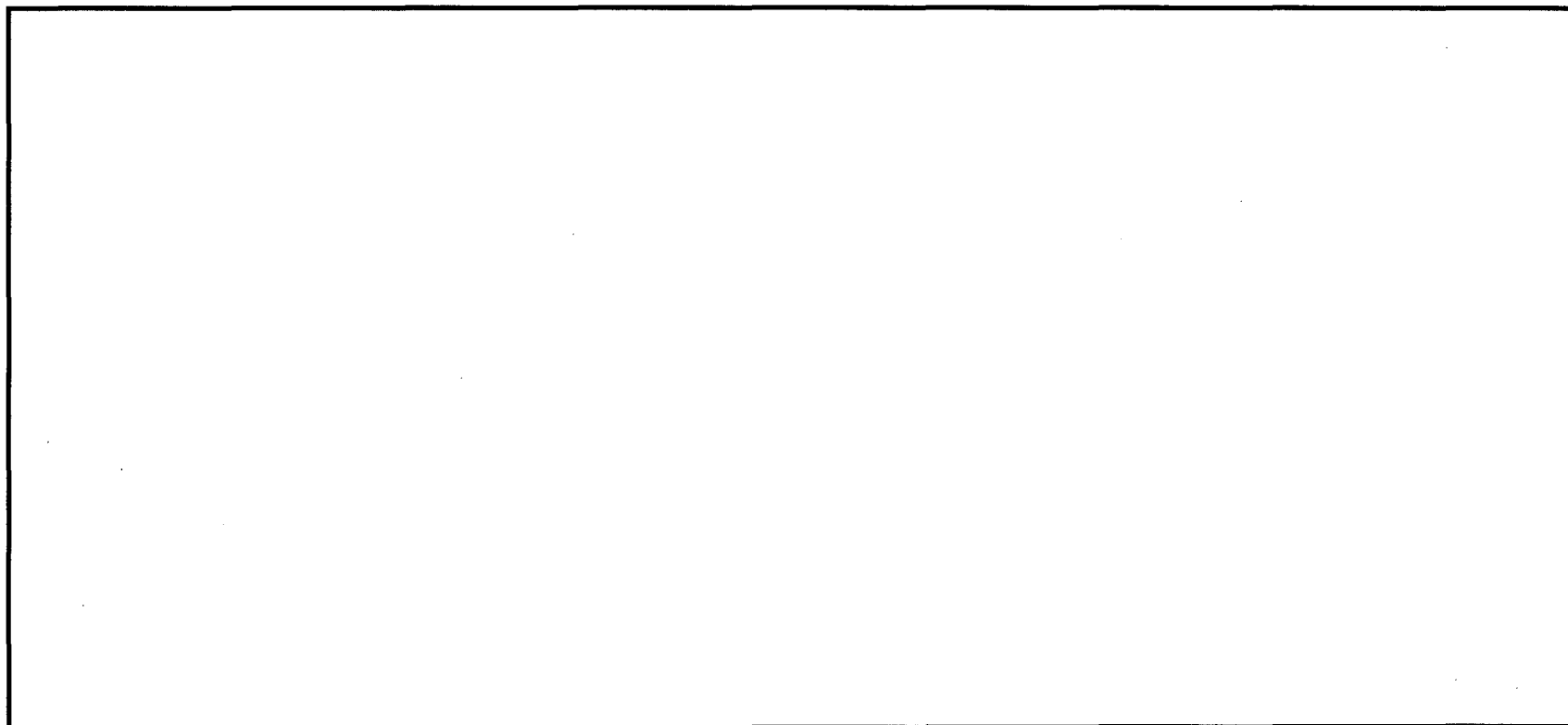
備考1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

2 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事務所の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

(参考様式3)

平面図

事務所の名称	
--------	--



備考 1 各室の用途及び面積を記載してください。

2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式4)

### 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事務所の名称	
申請する受託事務の種類	

措 置 の 概 要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
3	その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

介護保険法施行令第11条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

知 事 殿

住 所  
申請者 \_\_\_\_\_  
氏 名 (法人名及び代表者名)  
\_\_\_\_\_ 印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法施行令第11条の2第2項】

- 一 当該申請に係る事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき（法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。）。
- 二 申請者が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従って適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 申請者が、居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下この条及び第十一条の五において同じ。）を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、この限りではない。
- 四 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、第十一条の五第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ロ 第四号又は前号に該当する者
  - ハ 第十一条の五第一項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
  - ニ 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの



(参考様式 7) 当該事務所に勤務する介護支援専門員一覧

フリガナ	
氏 名	介護支援専門員番号

変 更 届 出 書

年 月 日

知事 殿

住所  
申請者（所在地）  
氏名  
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので届け出ます。

指定内容を変更する事務所		名称
		所在地
受 託 事 務 の 種 類		
変 更 が あ る 事 項		変 更 の 内 容
1	事務所の名称	(変更前)
2	事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款・寄附行為及びその登記事項証明書等 （当該事務に関するものに限る。）	(変更後)
7	事務所の建物の構造、専用区画等	
8	事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	運営規程	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変 更 年 月 日		平成 年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
2 変更内容が分かる書類を添付してください。



第3号様式（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

知事 殿

住所

申請者（所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり受託事務の廃止（休止・再開）をするので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事務所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開
休止・廃止・再開する年月日	平成 年 月 日
休止・廃止する理由	
現に事務を受託している市町村に対する措置 （休止・廃止する場合のみ）	
休止予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

備考 受託事務の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

第三章 保険給付

第二節 指定市町村事務受託法人の指定

(指定市町村事務受託法人の指定)

第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務(以下「受託事務」という。)を受託しようとする者の申請により、受託事務を行う事務所(以下この節において「事務所」という。)と行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいづれかに該当するときは、法第二十四条の二第一項の指定をしてはならない。

- 一 当該申請に係る事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき(法第二十四条の二第二項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。)
- 二 申請者が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従つて適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 申請者が、居宅サービス等(法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第七号及び第十一条の五第九号において同じ。)を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。
- 四 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、第十一条の五第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの

処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等(法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。)のうち次に次のいづれかに該当する者があるとき。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第十一条の五第一項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(変更の届出等)

第十一条の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該受託事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2] 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を、指定市町村事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

(報告)

第十一条の四 都道府県知事は、受託事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

(指定の取消し等)

第十一条の五 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。
- 二 指定市町村事務受託法人が、第十一条の二第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る事務所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。
- 四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従つて適正な受託事務の運営をすることができなくなつたとき。
- 五 指定市町村事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第三十五条の四各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2] 市町村は、受託事務を行った指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第十一条の六 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 法第二十四条の二第一項の指定をしたとき。
- 二 第十一条の三第一項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(指定市町村事務受託法人の指定の要件)

第三十四条の二 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務(以下「照会等事務」という。)については、次のとおりとする。

- 一 照会等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 照会等事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、照会等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

2 法第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める要件は、同項

第二号に規定する事務(以下「要介護認定調査事務」という。)については、次のとおりとする。

- 一 要介護認定調査事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 要介護認定調査事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、要介護認定調査事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十四条の三 令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る事務所の所在地の市

町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

(指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の四 令第十一条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該指定に係る事務所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る受託事務の種類
- 四 当該申請に係る受託事務の開始の予定年月日
- 五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 六 事務所の平面図
- 七 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 第三十四条の十において準用する指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号第十八条に規定する運営規程)
- 九 照会等対象者(法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。)又は受託事務(令第十一条の二第一項に規定する受託事務をいう。以下同じ。)に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る受託事務に係る資産の状況
- 十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面

十三 役員の名、生年月日及び住所

十四 介護支援専門員の氏名及びその登録番号（要介護認定調査事務を受託しようとする場合に限る。）

十五 その他指定に関し必要と認める事項

2 居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供している者が要介護認定調査事務に係る申請を行う場合には、当該法人に当該事務を委託しようとしている市町村長が当該法人に委託をしようとする特別の事情を記載した意見書を前項の申請書又は書類に添付しなければならない。

3 前項の意見書には、中立の立場で公正な判断をすることができ、有識者の意見書を添付しなければならない。

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 受託事務の廃止、休止又は再開については、第百三十三条第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（事務の委託の公示等）

第三十四条の六 市町村は、法第二十四条の二第五項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託開始の予定年月日

四 委託事務の内容

五 居宅サービス等の提供の有無

2 市町村は、法第二十四条の二第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二 委託している指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託事務の内容

3 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は、年度ごとに、要介護認定調査事務を委託した市町村に対して、当該事務に係る調査（法第二十七条第二項の認定調査に限る。）を実施した被保険者（次項において「要介護認定調査対象者」という。）のうち、第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間において当該指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者（次項において「居宅サービス等利用者」という。）の数を報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた市町村は、次に掲げる項目を公表するものとする。

一 要介護認定調査対象者の数

二 居宅サービス等利用者の数

（指定市町村事務受託法人の事業の基準）

第三十四条の七 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人は、要介護認定調査事務を遂行するために必要な数以上の介護支援専門員を有していなければならない。

（管理者）

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以下「指定居宅介護支援等基準」という。)(第十八条、第二十二條、第二十四条、第二十七條及び第二十八條の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、同令第十八條、第二十二條及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、同令第十八條中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、同令第二十二條中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員」の勤務の体制その他の」と、同令第二十七條中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「委託をされている市町村、受託事務に係る被保険者」と、同令第二十八條中「事業所」とあるのは「事務所」と」と読み替えるものとする。

(勧誘等の禁止)

第三十四条の十一 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人の役員又は職員は、法第二十四条の二第一項第二号に規定する調査を実施した被保険者に対して特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用すべき旨等の勧誘、指示等を行ってはならない。

(苦情処理)

第三十四条の十三 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した受託事務に対する照会等対象者又は受託事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定市町村事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条の十四 指定市町村事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した受託事務の内容等の記録

二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第三十四条の十一において準用する指定居宅介護支援等基準

第二十七條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録